

「同意権を確立の上、玄海原発再稼働に決して同意しないでください」要請書(2月27日付)

付属質問書

2017年3月2日

佐賀県知事 山口祥義 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
玄海原発反対からつ事務所
今を生きる会

2月27日、私達は「再稼働の同意権すら放棄したのは無責任です。同意権を確立の上、玄海原発再稼働に決して同意しないでください」という趣旨の要請書を提出しました。

要請書に記載した疑問点を含めて、この要請に対して、どのように受け止め、対処されるかの回答を求めたところですが、趣旨がよく分からないということでしたので、要請書に沿って、質問をあらためて提出します。1か月以内の回答を求めます。

(1) 知事は「もともと同意権なるものは存在していない」と発言しましたが、県内市町長から出ている「地元同意の範囲拡大」の声を、知事は無視するのですか。

(2) 現在、「同意権」すらないというのであれば、国に対して整備するよう強く求めるべきではないですか。

(3) 鹿児島県知事は川内原発再稼働時に「再稼働の同意が必要なのは薩摩川内市と鹿児島県」と言っていました。なぜ、同じ九州電力との間で、佐賀県は同意権すら主張しないのでしょうか。

(4) 知事は「今回、同意権の議論までしてしまえば、再稼働と向き合う余裕がなくなる」とまで述べました。なぜ九州電力と一緒にあって、再稼働を急ぐのですか。再稼働と向き合うからこそ、まずは同意権を確立すべきではないでしょうか。

(5) 知事は県民説明会の場において「今あそこに原発がある。我々の背負った大きな課題だと思っている」と発言しましたが、我々とは誰のことでしょうか。私達がなぜ原発を背負わなければならないのでしょうか。知事が背負うべきものは住民の命と財産ではないでしょうか。(口頭質問したもの)

連絡先: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

TEL:090-3949-2103(永野)

〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14

TEL:0952-37-9212 FAX:0952-37-9213